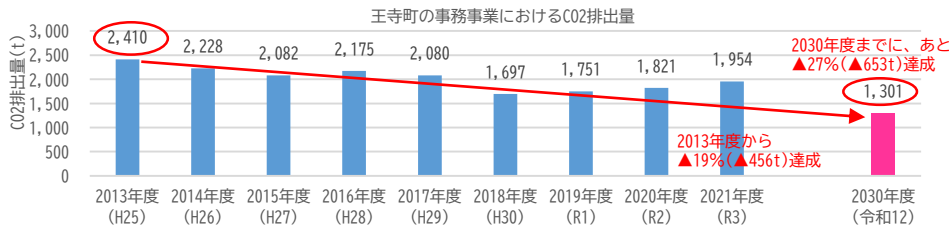


1. 地球温暖化対策地方公共団体実行計画とは？

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、都道府県及び市町村が策定する計画です。地方公共団体実行計画には下記の2種類があります。
  - ① **事務事業編** = 当該都道府県又は市町村の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するための措置を計画。すべての都道府県及び市町村に策定義務があります。
    - 王寺町は令和4年度末に策定（本資料）
  - ② **区域施策編** = 当該都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の抑制を行うための施策に関する事項を定める計画。
    - 王寺町は令和5年度末に策定予定

2. 王寺町の事務事業におけるCO2排出量の現状（下グラフ）

- 国の地球温暖化計画(2022年(R3)10月22日閣議決定)では、計画目標として「2030年度(R12)において、温室効果ガスを2013年度(H25)から46%削減。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」としています。
- 王寺町の事務事業におけるCO2(二酸化炭素)の排出量は、2021年度(R3)において1,954tと、2013年度から▲19%(▲456t)となっています。**国の計画目標をひとつの基準とするなら、2030年度までにあと▲27%(▲653t)の削減が必要となります。**(2013年度から見ると▲1,109t)



※ 2021年度(R3)のCO2排出量が前年度より増加したのは、電力会社が1kwhの電力を作り出す際のCO2排出量(=排出係数)が増加したため。  
(2017年度(H29)、2018年度(H30)における排出量の減少は、後述の取組のほかに、排出係数が基準年度と比べて減少したことも要因のひとつである。)

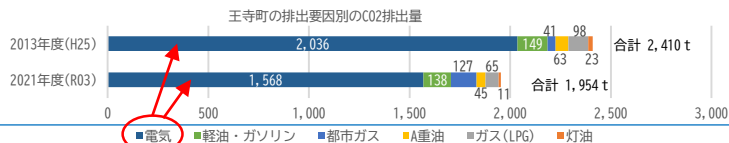
【CO2排出量計算式】 CO2排出量(t) = 活動量(電気やガス等の使用量) × 排出係数

3. 王寺町の事務事業におけるCO2の排出要因（下グラフ）

- 王寺町の事務事業におけるCO2の排出要因は、**電気によるものが圧倒的に多く、全体の80%を占めます。**
- **これまでCO2排出量の削減効果の高い以下の取組を進めてきた結果、王寺町の事務事業におけるCO2排出量は2013年度(H25)より大きく削減しています。今後、削減効果の高い取組は限定されるため、職員の行動変容など地道な取組を推進していくことになります。**

【王寺町のこれまでの主な取組】

- ①太陽光発電設備の導入(義務教育学校校舎やいずみスクエア) 削減実績▲ 31t
- ②照明LED化(役場本庁舎、文化福祉センター等の施設、街路灯) // ▲106t
- ③空調設備の更新(省エネ性能の高い新しい機器への更新) // ▲ 60t
- ④次世代自動車(電気自動車)の導入 // ▲ 2t
- ⑤施設の統廃合(中央公民館及び第1浄水場の廃止) // ▲163t



4. 王寺町地球温暖化対策実行計画の目標値及び計画期間

- 国の目標=2030年度(R12)において、2013年度(H25)比**46%削減**。さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける。
- 県の目標=2025年度(R7)において、温室効果ガスを2013年度比**35%削減**



○国及び県の目標値を踏まえ、王寺町地球温暖化対策実行計画の目標値は、国と同じとします。

- 目標値 = 2030年度(R12)において、温室効果ガスを2013年度(H25)比46%削減。
- 計画期間 = 2023年度(R5)～2030(R12)年度の8年間

※ 電気使用によるCO2排出量の算定には、環境省が公表する「CO2排出係数」（電力会社が1kwhの電力を作り出す際にどのくらいCO2を排出したかを表す指標）を使用します。この排出係数は技術の進歩により年々小さくなっており、本計画の目標及び取組の設定においては、将来的に排出係数が改善されることを見込んでいます。

5. 本計画における王寺町の事務事業におけるCO2排出量削減の取組

I. 電気使用量の削減のための取組

- ※ 下記の中で【これまでの実績】における記載の年度は、「取組実施年度→その翌年度」
- ※ また、取組の前後における削減は、各取組の効果を比較できるように、基準年度のCO2排出係数の0.522tで計算した数値を記載。

(1) 施設(建物)の更新や大規模改修時における取組

- ①再生可能エネルギー(太陽光発電設備)の導入  
新築や大規模改修時のタイミングで、太陽光発電設備を設置します。

【これまでの実績】

H28→H29	旧南小学校(現 南義教太子学舎)	▲11t	【これまでの実績】 ▲31t (2013年度比▲1.3%)
H30→R01	いずみスクエア	▲20t	
R03→R04	北義務教育学校 ※新築時に設置		

②人感センサー付照明機器

廊下や階段、トイレに人感センサー付照明機器を設置し、必要な時以外は消灯します。

③彩光窓、二重ガラス、網戸の設置

(2) 設備の省エネルギー化

①照明LED化

比較的大きな施設では実施済のため、この取組での今後の大きな効果は望みませんが、残る施設について早期に着手します。

【これまでの実績】

H29→H30	役場本庁舎(執務室、廊下)	▲31t	【これまでの実績】 ▲106t (2013年度比▲4.4%)
	文化福祉センター(南公民館)	▲12t	
	街路灯	▲32t	
H30→R01	文化福祉センター(老人福祉)	▲13t	
	地域交流センター(ホール)	▲18t	
	いずみスクエア ※新築時に設置		
R03→R04	北義務教育学校 ※新築時に設置		
	南義務教育学校(太子学舎、畠田学舎)		

【今後の排出量削減のための取組】

R04→R05 地域交流センター（保健センターを含む）

今後 北幼稚園本館  
南幼稚園  
旧水道庁舎

②空調設備の更新

耐用年数経過後の機器の状態をみながら、省エネ性能の高い新しい機器へ入替します。

【これまでの実績】

H30→R01 役場本庁舎	▲15t	【これまでの効果】 ▲60t（2013年度比▲2.5%）
R02→R03 やわらぎ会館 文化福祉センター（館内）	▲43t	
	▲2t	

【今後、排出量増加が見込まれるもの】

R03→R04 王寺アリーナ（アリーナ、卓球場）← 防災拠点に必要な空調を整備

③使用時における取組

【空調・照明】

- 冷暖房時の室温設定の適正管理
- 残業時の照明点灯範囲や冷暖房の範囲の適正化（必要な箇所のみ電源オン）

【OA機器等】

- 外出や会議等で長時間使用しない場合の主電源オフ
- 省電力モード（一定時間経過後のディスプレイ自動オフ）の使用

【職員の行動改善】

- エレベータの使用数削減（職員は、物品運搬のみ使用）
- エコスタイルの徹底（クールビズ、ウォームビズ）
- ノー残業デーの徹底（水・金曜日）

(3) CO2排出量を基準とした電力会社の選択

- 電力調達にあたっては、供給の安定性や財政運営面を踏まえつつ、**低炭素電力（環境省公表のCO2排出係数が小さい電力又は電力会社）の調達を検討します。**

【CO2排出量の算出式】 CO2排出量(t) = 活動量(電気やガス等の使用量) × 排出係数

II. 重油・軽油・ガソリン使用量の削減のための取組

公用車の燃料である軽油及びガソリンの使用量削減のため、以下のことに取り組みます。

【購入時・使用時の取組】

- 次世代自動車(電気自動車)の導入(買替時)

【これまでの実績】

H28→H29 電気自動車(3台)購入 ▲2t（2013年度比0.1%）

【今後の排出量削減のための取組】

R04→R05 電気自動車(1台)購入

今後 電気自動車購入(ミニバン及びワゴンの13台)

※ 2030年までに水素エネルギー燃料電池車が普及した場合ならトラックや収集車に導入

III. 施設の統廃合

以下の施設は、既に統廃合を行っていることから、CO2排出量の削減が見込まれます。但し、学校給食調理場については、逆にCO2排出量が大きく増加します。

【これまでの実績】

H30→R01 中央公民館の廃止	▲14t	【これまでの実績】 ▲163t（2013年度比▲6.8%）
R01→R02 県営水道一体化	▲149t	

【今後の排出量削減のための取組】

R03→R04 町立幼稚園の統合（3園→2園）  
北義務教育学校（3校→1校）

【今後、排出量増加が見込まれるもの】

R03→R04 給食調理場（2施設→1施設）← 町立幼稚園の給食開始

IV. ごみ減量化

ごみ減量化プロジェクトを推進する王寺町として、事務事業で排出されるごみを削減します。

【可燃ごみの削減】

- タブレット導入の検討（ペーパーレス化）
- 両面印刷、両面コピーの徹底
- 紙類（雑紙）のリサイクルの徹底

【リサイクル推進その他の取組】

- グリーンマークのついた商品の購入（※グリーンマーク＝古紙を原料に再生利用した製品）
- 不用になる備品等の他部署への譲渡
- 商品購入時のエコバックの使用（レジ袋を持ち帰らない）

V. その他の対策

CO2吸収源として、公共施設内の緑化、樹木や花壇の適正管理します。

6. 本計画の推進体制、進捗状況の公表

(1) 推進及び点検体制

本計画の推進、点検を行うため、**庁内に「王寺町地球温暖化対策推進本部」を設置します。**

王寺町地球温暖化対策推進本部

役職		職務
総括者	町長	推進本部を総括し、必要な指示、決定を行う。
副総括者	副町長 教育長	総括者を補佐し、必要な指示を行う。
推進責任者	理事 部長 参事	部内における地球温暖化対策の取組を統括する。
推進副責任者	課長	課内における地球温暖化対策の取組を統括する
推進員	係長 係員	本計画の取組を実行する。本計画の取組の状況(CO2排出量の削減量等)を取りまとめ、事務局への報告する。
事務局	住民課 くらしと人権係	総括者、副総括者、推進責任者で構成される「本部会議」を開催し、本計画の取組の状況報告を行う。

(2) 進捗状況の公表

町の公式ホームページにて、**年1回、CO2排出量の削減状況を公表**します。